

第10号議案

ふじみ野市税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市税条例（平成17年ふじみ野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第90条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項各号の規定により種別割の減免を受けようとする者が当該年度の前年度に同号の規定により種別割の減免を受けていた場合において、当該年度の賦課期日に当該減免に係る軽自動車等が引き続き同号の規定に該当すると市長が認めるときは、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める申請書の提出で第1項の規定を適用することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

身体障害者等に対する種別割の減免申請手続を緩和し、申請者の利便性の向上を図るため、ふじみ野市税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。